

# 令和8年第1回君津市議会定例会議案

令和8年2月17日

君 津 市



令和 8 年 第 1 回 君 津 市 議 会 定 例 会 付 議 議 案 目 録

議 案 番 号	件 名	頁
議案第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	1
議案第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	3
議案第 3 号	君津市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第 4 号	君津市神門コミュニティセンターの指定管理者の指定について	9
議案第 5 号	君津市貞元コミュニティセンターの指定管理者の指定について	1 1
議案第 6 号	君津市松丘コミュニティセンターの指定管理者の指定について	1 3
議案第 7 号	君津市南子安コミュニティセンターの指定管理者の指定について	1 5
議案第 8 号	君津市亀山コミュニティセンターの指定管理者の指定について	1 7
議案第 9 号	君津市小糸スポーツ広場の指定管理者の指定について	1 9
議案第 1 0 号	君津市物産館の指定管理者の指定について	2 1
議案第 1 1 号	君津市久留里観光交流センターの指定管理者の指定について	2 3
議案第 1 2 号	令和 7 年度君津市一般会計補正予算（第 8 号）についての専決処分の承認を求めることについて	2 5
議案第 1 3 号	令和 7 年度君津市一般会計補正予算（第 9 号）	別冊
議案第 1 4 号	令和 7 年度君津市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 1 5 号	令和 7 年度君津市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 1 6 号	令和 7 年度君津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 1 7 号	君津市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	2 9
議案第 1 8 号	君津市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	4 3
議案第 1 9 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4 7

議案番号	件名	頁
議案第20号	君津市公民館の設置及び管理に関する条例及び君津市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	51
議案第21号	君津市重度心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	63
議案第22号	君津市精神障害者医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について	67
議案第23号	君津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	71
議案第24号	君津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	75
議案第25号	君津市自然保護及び緑化の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について	83
議案第26号	君津市清和地域拠点複合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	87
議案第27号	君津市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について	91
議案第28号	君津市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	95
議案第29号	第2期君津地域広域廃棄物処理事業に係る変更契約の締結について	99
議案第30号	市道路線の認定について	101
議案第31号	市道路線の変更について	103
議案第32号	令和8年度君津市一般会計予算	別冊
議案第33号	令和8年度君津市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第34号	令和8年度君津市介護保険特別会計予算	別冊
議案第35号	令和8年度君津市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第36号	令和8年度君津市農業集落排水事業会計予算	別冊
報告第1号	君津市国民保護計画の変更について	105

議案第 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員に下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 君津市南子安二丁目

氏 名 一法師 雅 巳（68 歳）

令和 8 年 2 月 17 日提出

君津市長 石 井 宏 子



議案第 2 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員に下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 君津市三直

氏 名 立 川 浩 子（60 歳）

令和 8 年 2 月 17 日提出

君津市長 石 井 宏 子



議案第 3 号

君津市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

君津市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 2 月 1 7 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

令和 8 年 2 月分及び 3 月分の学校給食費無償化を実施するため、君津市学校給食費の管理に関する条例（令和 3 年君津市条例第 1 号）の一部を改正しようとするものである。



君津市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例

君津市学校給食費の管理に関する条例（令和３年君津市条例第１号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

（令和８年２月１日から同年３月３１日までの学校給食費の徴収に関する特例）

- ４ 令和８年２月１日から同年３月３１日までの間に実施する学校給食に係る学校給食費については、第３条第１項の規定にかかわらず、給食実施小中学生の保護者からは徴収しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の君津市学校給食費の管理に関する条例の規定は、令和８年２月１日から適用する。



議案第 4 号

君津市神門コミュニティセンターの指定管理者の指定について

君津市神門コミュニティセンターの指定管理者に下記の者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 君津市神門コミュニティセンター
- 2 施設の位置 君津市人見 1 4 6 2 番 4 1
- 3 指定管理者 君津市人見 1 4 6 2 番地 4 1  
神門地域コミュニティ活動推進委員会  
会長 芦家 正行
- 4 指定期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

令和 8 年 2 月 17 日提出

君津市長 石 井 宏 子



議案第 5 号

君津市貞元コミュニティセンターの指定管理者の指定について

君津市貞元コミュニティセンターの指定管理者に下記の者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 君津市貞元コミュニティセンター
- 2 施設の位置 君津市上湯江 1 2 8 7 番 3
- 3 指定管理者 君津市上湯江 1 2 8 7 番地 3  
貞元地域コミュニティ活動推進委員会  
会長 福原 和宏
- 4 指定期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

令和 8 年 2 月 17 日提出

君津市長 石 井 宏 子



議案第 6 号

君津市松丘コミュニティセンターの指定管理者の指定について

君津市松丘コミュニティセンターの指定管理者に下記の者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 君津市松丘コミュニティセンター
- 2 施設の位置 君津市広岡 1840 番 1
- 3 指定管理者 君津市広岡 1840 番地 1  
松丘地域コミュニティ活動推進委員会  
会長 池田 哲郎
- 4 指定期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

令和 8 年 2 月 17 日提出

君津市長 石 井 宏 子



議案第7号

君津市南子安コミュニティセンターの指定管理者の指定について

君津市南子安コミュニティセンターの指定管理者に下記の者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 君津市南子安コミュニティセンター
- 2 施設の位置 君津市南子安二丁目1番28号
- 3 指定管理者 君津市南子安二丁目1番28号  
南子安地域コミュニティ活動推進委員会  
会長 榎本 義博
- 4 指定期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

令和8年2月17日提出

君津市長 石井 宏子



議案第 8 号

君津市亀山コミュニティセンターの指定管理者の指定について

君津市亀山コミュニティセンターの指定管理者に下記の者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 君津市亀山コミュニティセンター
- 2 施設の位置 君津市坂畑 3 2 1 番 1
- 3 指定管理者 君津市坂畑 3 2 1 番地 1  
亀山地域コミュニティ活動推進委員会  
会長 長田 和弘
- 4 指定期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

令和 8 年 2 月 17 日提出

君津市長 石 井 宏 子



議案第 9 号

君津市小糸スポーツ広場の指定管理者の指定について

君津市小糸スポーツ広場の指定管理者に下記の者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 君津市小糸スポーツ広場
- 2 施設の位置 君津市塚原 5 1 番
- 3 指定管理者 君津市糸川 8 5 9 番地  
小糸レインボークラブ  
会長 加藤 泰朗
- 4 指定期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 8 年 2 月 17 日提出

君津市長 石 井 宏 子



議案第10号

君津市物産館の指定管理者の指定について

君津市物産館の指定管理者に下記の者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 きみつふるさと物産館
- 2 施設の位置 君津市笹1766番3
- 3 指定管理者 君津市笹1766番地3  
有限会社きみつふれあいの里  
代表取締役 加藤 健吉
- 4 指定期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

令和8年2月17日提出

君津市長 石井 宏子



議案第 1 1 号

君津市久留里観光交流センターの指定管理者の指定について

君津市久留里観光交流センターの指定管理者に下記の者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 君津市久留里観光交流センター久留里観光案内所
- 2 施設の位置 君津市久留里市場 1 9 5 番 4
- 3 指定管理者 君津市久保二丁目 1 3 番 1 号君津市役所内  
一般社団法人君津市観光協会  
代表理事 川名 正志
- 4 指 定 期 間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

君津市長 石 井 宏 子



議案第 12 号

令和 7 年度君津市一般会計補正予算（第 8 号）についての専決処分の承認を求める  
ことについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり  
専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

君津市長 石 井 宏 子





## 専 決 処 分 書

令和7年度君津市一般会計補正予算（第8号）について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和8年1月19日

君津市長 石 井 宏 子

記

専決第1号

令和7年度君津市一般会計補正予算（第8号）



議案第 17 号

君津市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

君津市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 2 月 17 日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定しようとするものである。



君津市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条―第32条）

第3章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。）、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定

する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。)、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

### 第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

### 第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当

該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により本市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供さ

れる法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により本市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の

額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当

該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する本市への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第22条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定

乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当

な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必

要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により本市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は本市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、本市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を本市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに本市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置につい

て記録しなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3) 第18条の規定による本市への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

### 第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提

出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があ

ったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 18 号

君津市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

君津市行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 2 月 17 日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の一部改正を踏まえ、聴聞等の通知を公示送達で行う場合の方法を改めるため、君津市行政手続条例（平成 8 年君津市条例第 22 号）の一部を改正しようとするものである。



君津市行政手続条例の一部を改正する条例

君津市行政手続条例（平成 8 年君津市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 3 項中「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合において、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第 1 6 条第 1 項中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

第 2 2 条第 3 項中「第 1 5 条第 3 項」及び「同条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を、「参加人」と、の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から 2 週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第 2 9 条中「第 1 5 条第 3 項及び」を「第 1 5 条第 3 項及び第 4 項並びに」に、「「同項第 3 号」を「同条第 4 項中「第 1 項第 3 号」に、「同条第 3 号」を「第 2 8 条第 3 号」に、「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に、「第 1 5 条第 3 項後段」を「第 1 5 条第 4 項後段」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 5 月 2 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第 1 5 条第 3 項及び第 4 項（これらの規定を改正後の第 2 2

条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議案第 19 号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 2 月 17 日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

市内小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の報酬の額を改定するため、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 45 年君津市条例第 19 号）の一部を改正しようとするものである。



君津市条例第 号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年君津市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表学校医・学校歯科医の項中「113,000」を「125,000」に改め、同表学校薬剤師の項中「77,500」を「85,000」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



議案第 20 号

君津市公民館の設置及び管理に関する条例及び君津市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

君津市公民館の設置及び管理に関する条例及び君津市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

公民館及び地域交流センターの開館時間の見直しを行うことに伴い、使用料の額を改定するため、君津市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和 45 年君津市条例第 49 号）及び君津市地域交流センターの設置及び管理に関する条例（平成 20 年君津市条例第 27 号）の一部を改正しようとするものである。



君津市公民館の設置及び管理に関する条例及び君津市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(君津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 君津市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和45年君津市条例第49号）の一部を次のように改正する。

「

午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
4,720円	9,440円
1,880円	3,770円
1,170円	2,350円
690円	1,400円
690円	1,400円
690円	1,400円
1,170円	2,350円
1,170円	2,350円
690円	1,400円
1,170円	2,350円
1,880円	3,770円
1,880円	3,770円
690円	1,400円
3,770円	7,560円
1,880円	3,770円

別表第1中

を

690円	1,400円
1,880円	3,770円
1,880円	3,770円
1,170円	2,350円
1,880円	3,770円
1,880円	3,770円
1,880円	3,770円
3,770円	7,560円
690円	1,400円
1,880円	3,770円
690円	1,400円
690円	1,400円
3,300円	6,610円
690円	1,400円
1,880円	3,770円
3,770円	7,560円
690円	1,400円
1,880円	3,770円
1,170円	2,350円
690円	1,400円
690円	1,400円

6 9 0 円	1 , 4 0 0 円
1 , 1 7 0 円	2 , 3 5 0 円
1 , 8 8 0 円	3 , 7 7 0 円
1 , 8 8 0 円	3 , 7 7 0 円
5 , 3 8 0 円	1 0 , 9 4 0 円
1 , 8 9 0 円	3 , 8 5 0 円
6 9 0 円	1 , 4 0 0 円
1 , 4 2 0 円	2 , 8 9 0 円
6 9 0 円	1 , 4 0 0 円
1 , 4 2 0 円	2 , 8 9 0 円
1 , 8 9 0 円	3 , 8 5 0 円
6 0 0 円	1 , 2 3 0 円
1 , 8 9 0 円	3 , 8 5 0 円
3 , 7 7 0 円	7 , 5 6 0 円
1 , 1 7 0 円	2 , 3 5 0 円
6 9 0 円	1 , 4 0 0 円
6 9 0 円	1 , 4 0 0 円
6 9 0 円	1 , 4 0 0 円
6 9 0 円	1 , 4 0 0 円
1 , 1 7 0 円	2 , 3 5 0 円
6 9 0 円	1 , 4 0 0 円
1 , 8 8 0 円	3 , 7 7 0 円
4 , 7 2 0 円	9 , 4 4 0 円
1 , 8 8 0 円	3 , 7 7 0 円
1 , 1 7 0 円	2 , 3 5 0 円
1 , 1 7 0 円	2 , 3 5 0 円
6 9 0 円	1 , 4 0 0 円
6 9 0 円	1 , 4 0 0 円
6 9 0 円	1 , 4 0 0 円

1, 880円	3, 770円
1, 880円	3, 770円
690円	1, 400円
690円	1, 400円

」

「

午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
4, 040円	8, 090円
1, 610円	3, 230円
1, 000円	2, 010円
590円	1, 200円
590円	1, 200円
590円	1, 200円
1, 000円	2, 010円
1, 000円	2, 010円
590円	1, 200円
1, 000円	2, 010円
1, 610円	3, 230円
1, 610円	3, 230円
590円	1, 200円
3, 230円	6, 480円
1, 610円	3, 230円
590円	1, 200円
1, 610円	3, 230円
1, 610円	3, 230円
1, 000円	2, 010円

に改める。

1, 610円	3, 230円
1, 610円	3, 230円
1, 610円	3, 230円
3, 230円	6, 480円
590円	1, 200円
1, 610円	3, 230円
590円	1, 200円
590円	1, 200円
2, 820円	5, 660円
590円	1, 200円
1, 610円	3, 230円
3, 230円	6, 480円
590円	1, 200円
1, 610円	3, 230円
1, 000円	2, 010円
590円	1, 200円
590円	1, 200円
590円	1, 200円
1, 000円	2, 010円
1, 610円	3, 230円
1, 610円	3, 230円

4, 6 1 0 円	9, 3 7 0 円
1, 6 2 0 円	3, 3 0 0 円
5 9 0 円	1, 2 0 0 円
1, 2 1 0 円	2, 4 7 0 円
5 9 0 円	1, 2 0 0 円
1, 2 1 0 円	2, 4 7 0 円
1, 6 2 0 円	3, 3 0 0 円
5 1 0 円	1, 0 5 0 円
1, 6 2 0 円	3, 3 0 0 円
3, 2 3 0 円	6, 4 8 0 円
1, 0 0 0 円	2, 0 1 0 円
5 9 0 円	1, 2 0 0 円
5 9 0 円	1, 2 0 0 円
5 9 0 円	1, 2 0 0 円
5 9 0 円	1, 2 0 0 円
1, 0 0 0 円	2, 0 1 0 円
5 9 0 円	1, 2 0 0 円
1, 6 1 0 円	3, 2 3 0 円
4, 0 4 0 円	8, 0 9 0 円
1, 6 1 0 円	3, 2 3 0 円
1, 0 0 0 円	2, 0 1 0 円
1, 0 0 0 円	2, 0 1 0 円
5 9 0 円	1, 2 0 0 円
5 9 0 円	1, 2 0 0 円
5 9 0 円	1, 2 0 0 円
1, 6 1 0 円	3, 2 3 0 円
1, 6 1 0 円	3, 2 3 0 円
5 9 0 円	1, 2 0 0 円
5 9 0 円	1, 2 0 0 円

」

(君津市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 君津市地域交流センターの設置及び管理に関する条例（平成20年君津市条例第27号）の一部を次のように改正する。

「

午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
4,720円	9,440円
1,880円	3,770円
1,170円	2,350円
690円	1,400円
690円	1,400円
690円	1,400円
1,170円	2,350円
1,170円	2,350円
690円	1,400円
1,170円	2,350円
1,880円	3,770円
1,880円	3,770円
4,720円	9,440円
1,880円	3,770円
1,170円	2,350円
1,170円	2,350円
690円	1,400円
690円	1,400円
690円	1,400円

別表中

を

1, 880円	3, 770円
1, 880円	3, 770円

」

「

午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
4, 040円	8, 090円
1, 610円	3, 230円
1, 000円	2, 010円
590円	1, 200円
590円	1, 200円
590円	1, 200円
1, 000円	2, 010円
1, 000円	2, 010円
590円	1, 200円
1, 000円	2, 010円
1, 610円	3, 230円
1, 610円	3, 230円
4, 040円	8, 090円
1, 610円	3, 230円
1, 000円	2, 010円
1, 000円	2, 010円
590円	1, 200円
590円	1, 200円
590円	1, 200円
1, 610円	3, 230円
1, 610円	3, 230円

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の君津市公民館の設置及び管理に関する条例及び君津市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の規定は、令和 8 年 1 0 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。



議案第 21 号

君津市重度心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

君津市重度心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 2 月 17 日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

福祉手当の支給対象者を改めるため、君津市重度心身障害者（児）福祉手当支給条例（昭和 49 年君津市条例第 2 号）の一部を改正しようとするものである。



君津市重度心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例

君津市重度心身障害者（児）福祉手当支給条例（昭和49年君津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

君津市重度心身障害者福祉手当支給条例

第1条中「重度の心身障害者（児）」を「重度心身障害者」に改める。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表（以下「等級表」という。）に定める1級から6級までの身体障害者であつて、居宅において、おおむね継続して6月以上常に臥床し、食事、入浴、排便等日常生活のほとんどに介護を要する20歳以上65歳未満のもの
- (2) 20歳以上で千葉県知事が交付する療育手帳の程度が㊤の1、㊤の2、㊤、Aの1又はAの2と判定された在宅の知的障害者
- (3) 20歳以上で知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所により、知的障害の程度が重度と判定された在宅の知的障害者

2 この条例において「介護者」とは、重度心身障害者と同居する家族で、日常生活の介護を行っているものをいう。

第3条中「重度の心身障害者（児）」を「重度心身障害者」に改める。

第4条を次のように改める。

（適用除外）

第4条 前条の規定にかかわらず、重度心身障害者が次のいずれかに該当するときは、手当を支給しない。

- (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給を受けているとき

(2) 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条に規定する福祉手当の支給を受けているとき

(3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第18条の規定による保険給付（当該年度を通算して7日以内の短期入所生活介護及び短期入所療養介護の利用を除く。）を受けているとき

第6条第1項を次のように改める。

手当の額は、重度心身障害者1人につき、月額8,650円とする。

第6条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第7条を次のように改める。

（支給の制限）

第7条 市長は、重度心身障害者又はその配偶者若しくは民法（明治29年法律第89号）に規定する扶養義務者で生計を同じくするものの前年の所得が、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、規則で定める額を超えるときは、その年の8月から翌年の7月までの手当を支給しないものとする。

2 市長は、手当の支給を受けている者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、手当の額の全部又は一部を支給しないものとする。

(1) 介護者が重度心身障害者の介護を怠っていると認められるとき（受給者が介護者の場合に限る。）

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

議案第 22 号

君津市精神障害者医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について

君津市精神障害者医療費給付条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 2 月 17 日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

医療費の給付対象者を改めるため、君津市精神障害者医療費給付条例（昭和 50 年君津市条例第 3 号）の一部を改正しようとするものである。



君津市精神障害者医療費給付条例の一部を改正する条例

君津市精神障害者医療費給付条例（昭和50年君津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「精神障害者に対し」の次に「入院治療に係る」を加え、「完全な治療を図り、社会復帰を促進する」を「精神障害者の福祉の増進を図る」に改める。

第3条第1項各号を次のように改める。

- (1) 本市の住民基本台帳に引き続き1年以上記録されている者
- (2) 規則で定める医療保険各法に基づく被保険者及び被扶養者
- (3) 精神疾患により医療機関に入院している者

第3条第2項第3号中「の規定の適用を受けている者」を「に基づく医療費の助成を受けることができる者」に改め、同項に次の1号を加える。

- (5) 子ども医療費の助成を受けることができる者

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療等に係る医療費の給付については、なお従前の例による。



議案第 23 号

君津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

君津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

国民健康保険税率を改定するとともに、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正に伴い子ども・子育て支援納付金の課税に関する規定を整備するため、君津市国民健康保険税条例（昭和 46 年君津市条例第 72 号）の一部を改正しようとするものである。



君津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

君津市国民健康保険税条例（昭和46年君津市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に、「100分の7.43」を「100分の7.47」に改める。

第7条中「100分の1.98」を「100分の2.12」に改める。

第8条中「12,000円」を「13,000円」に改める。

第9条中「100分の1.94」を「100分の2.17」に改める。

第10条中「10,000円」を「11,000円」に改め、同条の次に次の3条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第10条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.26を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第10条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,800円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第10条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

第22条第1項第1号ウ中「8,400円」を「9,100円」に改め、同号エ中「7,000円」を「7,700円」に改め、同項第2号ウ中「6,000円」を「6,500円」に改め、同号エ中「5,000円」を「5,500円」に改め、同項第3号ウ中「2,400円」を「2,600円」に改め、同号エ中「2,000円」を「2,200円」に改め、同条第2項第2号ア中「1,800円」を「1,950円」に改め、同号イ中「3,000円」を「3,250円」に改め、同号ウ中「4,800円」を「5,200円」に改め、同号エ中「6,000円」を「6,500円」に改める。

附則第4項、第5項及び第7項から第14項までの規定中「第9条」の次に「、第10条の2」を加える。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の君津市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 24 号

君津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

君津市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 2 月 17 日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）の一部改正に伴い、令和 8 年度の保険料率の算定に係る特例を設けるため、君津市介護保険条例（平成 12 年君津市条例第 2 号）の一部を改正しようとするものである。



君津市介護保険条例の一部を改正する条例

君津市介護保険条例（平成12年君津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第14条を附則第16条とし、附則第11条から第13条までを2条ずつ繰り下げ、附則第10条の次に次の2条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第11条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されているとみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控

除して得た額とし、当該合計所得金額が零の場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零の場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控

除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零の場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第12条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されているものとみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていないものであって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5より当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い君津市税条例（昭和45年君津市条例第27号）第24条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い君津市税条例第24条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い君津市税条例第24条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5より当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる場合に該当し、かつ、同

項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



議案第 25 号

君津市自然保護及び緑化の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

君津市自然保護及び緑化の推進に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

自然保護地区及び保存樹木の指定制度を廃止するに当たり、君津市自然保護及び緑化の推進に関する条例（昭和 52 年君津市条例第 6 号）の一部を改正しようとするものである。



君津市条例第 号

君津市自然保護及び緑化の推進に関する条例の一部を改正する条例

君津市自然保護及び緑化の推進に関する条例（昭和52年君津市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条から第13条までを削り、第14条を第5条とする。

第15条から第19条までを削り、第20条を第6条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年君津市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表自然保護審議会会長の項及び自然保護審議会委員の項を削る。



議案第 26 号

君津市清和地域拠点複合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

君津市清和地域拠点複合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙  
のとおり制定するものとする。

令和 8 年 2 月 17 日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

交流スペースの使用料を改めるとともに、開館時間の見直しを行うため、君津市清和地  
域拠点複合施設の設置及び管理に関する条例（令和 5 年君津市条例第 26 号）の一部を改  
正しようとするものである。



君津市清和地域拠点複合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

君津市清和地域拠点複合施設の設置及び管理に関する条例（令和5年君津市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項を次のように改める。

地域活性化センターの開館時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところとする。

(1) コワーキングスペース及び交流スペース 午前9時から午後5時まで

(2) ワークスペース 24時間

第9条ただし書を次のように改める。

ただし、ワークスペースについては、休館日を設けないものとする。

第9条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長は必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

別表交流スペースの項中「1月につき56,250円」を「1時間につき150円」に改め、同表備考3を同表備考4とし、同表備考2中「交流スペース及び」を削り、同表備考2を同表備考3とし、同表備考1の次に次のように加える。

2 交流スペースの使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として算定するものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定、第9条ただし書の改正規定及び同条に1項を加える改正規定は、令和8年10月1日から施行する。



議案第 27 号

君津市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

君津市火入れに関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 2 月 17 日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

火入れを中止する要件を改めるため、君津市火入れに関する条例（昭和 59 年君津市条例第 24 号）の一部を改正しようとするものである。



君津市条例第 号

君津市火入れに関する条例の一部を改正する条例

君津市火入れに関する条例（昭和 59 年君津市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項中「、乾燥注意報又は」を「若しくは乾燥注意報が発表された場合又は林野火災に関する注意報若しくは」に改め、同条第 2 項中「とき又は強風注意報、乾燥注意報」を「場合、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表された場合又は林野火災に関する注意報」に、「発令されたとき」を「発令された場合」に改める

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第 28 号

君津市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

君津市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 2 月 17 日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号）の一部改正に伴い、条例の規定を整備するため、君津市火災予防条例（昭和 46 年君津市条例第 26 号）の一部を改正しようとするものである。



君津市火災予防条例の一部を改正する条例

君津市火災予防条例（昭和46年君津市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第7条の2の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とする。

第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

第 2 期君津地域広域廃棄物処理事業に係る変更契約の締結について

第 2 期君津地域広域廃棄物処理事業について、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町において、下記のとおり変更契約を締結するに当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)第 12 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 事業名    | 第 2 期君津地域広域廃棄物処理事業  |
| 2 事業場所   | 千葉県富津市新富 2 1 番 3  |
| 3 事業期間   | 令和 2 年 9 月 2 9 日から令和 2 9 年 3 月 3 1 日まで  |
| 4 事業内容   | 第 2 期君津地域広域廃棄物処理事業に係る施設の設計・建設及び運営業務   |
| 5 契約の金額  | 変更前 82,645,739,000 円<br>変更後 90,147,689,900 円<br>増額 7,501,950,900 円<br>(いずれも取引に係る消費税及び地方消費税を含む。) |
| 6 契約の相手方 | 千葉県富津市新富 2 1 番 3<br>株式会社上総安房クリーンシステム<br>代表取締役 高島 豪  |

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

君津市長 石 井 宏 子



議案第 30 号

市道路線の認定について

下記の路線を市道として認定したいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

記

路 線 名	起 点	終 点	主たる 経過地
蔵玉、丈六線	君津市蔵玉字丈六 1304番1地先	君津市黄和田畑字曲戸 55番3地先	

令和 8 年 2 月 17 日提出

君津市長 石 井 宏 子



議案第 3 1 号

市道路線の変更について

下記の路線を変更したいので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

記

路 線 名	旧新別	起 点	終 点	主たる経過地
蔵玉、中ノ代線	旧	君津市黄和田畑字曲戸 5 4 番 1 地先	君津市蔵玉字中ノ代 1 4 7 6 番 1 地先	
	新	君津市黄和田畑字曲戸 5 1 番 3 地先	君津市蔵玉字中ノ代 1 4 7 6 番 1 地先	

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

君津市長 石 井 宏 子



報告第 1 号

君津市国民保護計画の変更について

君津市国民保護計画を変更したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 35 条第 8 項の規定において準用する同条第 6 項の規定により別冊のとおり報告する。

令和 8 年 2 月 17 日提出

君津市長 石 井 宏 子



